（別紙１）

景観法施行にあたっての初動的調査（４件）の位置づけ

年内に控えた景観法の一部施行にあたっての初動的調査として、景観形成事業おけるＰＬＡＮ－ＤＯ－ＳＥＥを徹底する上で必要となる事業横断的なツールに関する調査（４件）を実施する。各種公共事業の実施に係るサイクルの中で、これらの調査成果が活用され、良好な景観形成の推進に資する。

【景観形成事業の実施サイクルにおける調査の位置づけ】

防災・利用と調和した景観形成のあり方検討調査

事業本来の機能発揮と調和した景観形成手法の整理

景観関連データベースを活用した効率的・効果的な景観形成方策検討調査

計画策定を支援する景観資源等データベース整備

景観形成事業の実施等にあたっての景観情報技術の活用に関する調査

ＣＧやＧＩＳ等の景観情報技術の適切な活用

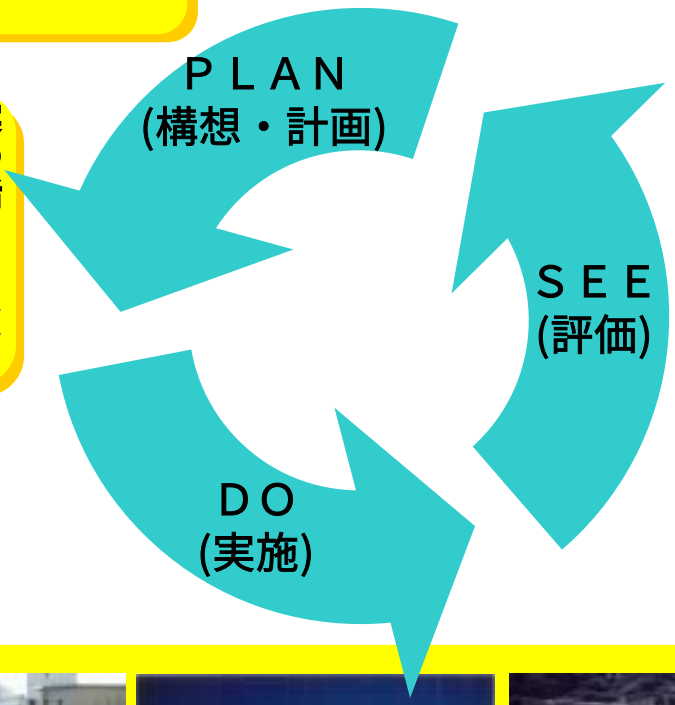

景観評価手法の高度化に関する調査

事業実施による景観上の影響を評価する手法の確立

良好な景観形成に資する公共事業の実施